

第41号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

健康診査業務遂行上の過失に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 事故発生日時 令和3年12月23日（木）午後2時30分頃
- 2 事故発生場所 蒲郡市浜町4番地
蒲郡市保健医療センター
- 3 損害賠償の相手方 蒲郡市在住の個人（負傷した子の法定代理人）
- 4 事故の状況 上記日時及び場所において、相手方の子が4か月児健康診査を受診中に、医師の診察後診察ベッド台から転落し、相手方の子は、頭部を負傷した。
- 5 損害賠償額 832,090円

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。